新庁舎建設に関する調査特別委員会

(第43回) 会議録

会	議	年	月	日	平成 30 年 6 月 19 日 (火曜日)
開				会	午後1時28分 閉 会 午後2時5分
場				所	鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室
出	席 委 (9名)		員	委員長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委員 米村 京子 星見 健蔵 横山 明 伊藤 幾子 長坂 則翁 桑田 達也 房安 光	
欠	席		委	員	なし
事	務	局	職	員	局長:河村 敏 議事係主幹:毛利 元
出	席	説	明	員	総務部長:河井登志夫 庁舎整備局長:小林俊樹 庁舎整備局次長:尾坂和昭 庁舎整備局長補佐:松本縁 庁舎整備局主幹:田中友一 庁舎整備局主幹:北村誠太郎 庁舎整備局主幹:松本剛
傍		聴		者	2名
本日の会議に付した事件				事件	別紙資料のとおり
備				考	

午後1時28分 開会

◆寺坂寛夫委員長 本会議に続きまして、お疲れのところですが、新庁舎建設に関する調査特別 委員会を開会いたします。

まず、審査に入る前に、前回、立体駐車場の図面図等を提出してもらうようにしましたので、 きょう届いておると思います。その、まず説明から行っていただきたいと思います。 尾坂次長。

○尾坂和昭庁舎整備局次長 それでは、工事の概要について説明させていただきます。

資料として、ホッチキスどめをしていますが、資料1から4まで、4枚の資料を準備させていただいております。それについて説明させていただきます。資料1をごらんください。

1番目の工事内容です。立体駐車場棟が鉄骨造、地上1階、床面積996.44平米、1層の2段の建築物になります。及び、平面駐車場の舗装工事を含む敷地西側の外構工事を工事として出しております。

2番目の工期は、本契約の締結の日から平成31年8月31日までです。

3番目です。駐車台数として、立体駐車場は公用車が107台、平面駐車場ですが、一般用で200台です。屋根つきのハートフル駐車場を12台含んでいます。そのうち7台が車椅子使用者用としております。

完成イメージですが、上の写真となります。南西の方角から見たところです。イベントをしている場面となっています。イベントをしているところが平面駐車場の部分で、庁舎棟の入り口の横には屋根つきのハートフル駐車場が並んでいます。平面駐車場の北側に黒い部分、黒い線の部分なんですけども、屋上に車がとまっておりますが、緑の車、ピンクの車、オレンジの車、青い車が見えると思います。このとまっているところが2段の駐車場となっている公用車用の立体駐車場の部分です。下のほうですが、立体駐車場を北側の道路から見たところです。1階から屋上へ上がるスロープの部分がわかると思います。

続きまして、2枚目の資料2です。立体駐車場の平面図となっています。下のほうが1階、上のほうが屋上の平面図となっています。公用車用の駐車場ですので、北側の道路から出入りをするということで、1階の平面図のほうですが、右側のほうから入りまして真ん中の部分から道路に出ていくということで、入り口と出口を分けております。屋上へは左側から、スロープをグルッと回っていき、屋上に上がるというような駐車場の平面になっております。

続きまして、3枚目です。資料3です。配置図です。敷地の庁舎棟、今工事中なんですけれども、左の半分、赤で囲っておりますが、この部分が立体駐車場棟の建築工事の範囲です。平面の来庁者駐車場の出入り口は南側に、一般車両出入り口とあらわしておりますが、一番西側の部分から入って中央部分から出ていくということで、黄色であらわしております。公用車用の出入り口は北側となっておりまして、青であらわしております。

続きまして、4枚目、資料の4です。去年の4月から工事を発注しておりまして、発注状況をまとめたものです。今回は黄色の部分です。上から4段目の立体駐車場棟という欄ですが、この部分が今回の工事に当たります。下のほうですが、ピンクの部分が2カ所ありますが、こ

れからの工事としてあらわしております。上のほうですが、地中熱利用設備、これを30年7月に発注予定としております。これは二酸化炭素排出抑制対策事業費の補助金が入っておりまして、交付決定を受けてからの発注ということで予定しております。一番下の植栽工事は来年度発注予定ということで、発注状況の資料となります。

説明は以上です。

◆寺坂寛夫委員長 立体駐車場の概要について説明いただきました。これより早速、議案審査に 入ります。

議案第118号、工事請負契約の締結についての質疑を行います。本案について委員の皆様から の質疑がございますか。伊藤委員。

- ◆伊藤幾子委員 3枚目の図面、配置図なんですけれども、今回の議案は立体駐車場棟なんですけども、平面駐車場もあわせて整備をするというものですよね。それで、利用者の方、市民の方が一般車両として入ってくるというのが、奥というか、敷地の左端のところから入ってきて、出るのは右のほうの矢印なんでしょう、1カ所だけなんですけど。今、隣のイオンさんが駐車場をカード式にして、そうじゃないときと比べて、車が多いときってすごい渋滞というか、もたもたしているというか、流れがスムーズでなくなっているんじゃないのかなというふうに感じているんですけれども、ちょっとそのあたりの兼ね合いで、平面駐車場の本当に出入りのぐあいがこのままでいいのかどうか、その点はどのように考えておられるのか教えてください。
- ◆寺坂寛夫委員長 小林局長。
- **〇小林俊樹庁舎整備局長** 伊藤委員さん御指摘のとおり、最初にイオンさんがゲートをつくられた割と間がないころは、実際私たちも工事現場に行くときに、特に土曜日とか、そういうときに六、七台入り口に並んで、これは何か困ったなというような思いもあって、しばらく様子を見ようというところもあって見ていましたけども、その後、徐々に皆さんがなれられたのか、渋滞、以前よりは見かけないなという感じはしています。

それと、道路課のほうにも一応言ってありまして、これは民間の事業者さんが設置されたものなので、一方的にこちらからどうこうというのは言えないです。ただ、やっぱり53号側から来て、一番手前のゲートが完全にUターンをして入るような形状になっていまして、あのあたりがなれないときに、真っすぐのゲートに入るのか、Uターンしたゲートに入るのかということで迷っておられる方がおられて、なかなか方向を決められないので渋滞していたというのもあるんですけど、徐々にそういうのが時間がたってなれられて、解消しているのではないかなというふうに思っています。

それで実際、この市役所の平面駐車場に入るだけの問題ではなくて、くる梨のバス停というのがあるので、そこで渋滞が出てしまうとバスの運行等に支障が出ることもありますので、そのあたりについては注意深く見ていきたいと思いますし、またそういうことがひどくなるようであれば、道路管理者等を通じて要望等も必要になる場合があるかもしれませんけど、現在のところは大幅に方針を変えるような渋滞というのは生じないようになってきているんじゃないかというような理解をしております。

◆寺坂寛夫委員長 伊藤委員。

- ◆伊藤幾子委員 わかりました。次、入札の件なんですけど、落札率をまず教えてください。
- **◆寺坂寛夫委員長** 小林局長。
- ○小林俊樹庁舎整備局長 今回は95.2%でした。
- ◆寺坂寛夫委員長 伊藤委員。
- ◆伊藤幾子委員 今回3社、入札に参加をされて、結局提案されている議案の業者さんが落札をされて、95.2%ということなんですけれども、ですから、低入札の価格調査はされてないと、けれども残る2つのところは予定価格を上回る金額で札を入れておられるわけですね。それを見たときに、確かに低入にはなってないですよ、95.2%でね。だけど、ほかの2つが予定価格を上回って出している中で、建設費用として大丈夫なのかなというちょっと心配がよぎったんですけれど、積算根拠で予定価格というのは出されていますので、そういった観点からそういう心配は私の余計な心配なのか、その点いかがでしょう。
- **◆寺坂寛夫委員長** 小林局長。
- ○小林俊樹庁舎整備局長 この本庁舎の工事に関しては、皆さんに御説明してきたとおり、以前に不落札というようなことが発生して、随意契約にしているんですけども、そういう経過も踏まえまして、やはり最初に出したものは久米設計さんが主体で設計されたものを鳥取市が検算して、そのまま出していくという形でやってきたんですけど、その後、実際に不落札が続いたということで、改めて、単価の時点修正なり、本当にそれが市場価格に合っているかというようなことは市のほうでも検証しましたし、それが今回の発注に当たっては、都市整備部のほうとも同じ考え方で積算をしようということで、同時期にほかの工事等もありましたので、その辺、特に最近の傾向として、鉄骨の部材価格の値上がり等が、鉄骨の単価等がなかなか市が定めているものと乖離があるようなこともありましたので、そのあたりの考え方を鳥取市の他の部局とも統一するということをあらかじめやった上で入札を実施したものですから、基本的にはこれで工事ができるものというふうに考えています。先ほども御指摘がありましたように、残る2JVが予定価格超えてはいるんですけども、それほど大きな超え方ではなくて、仮に2回目の札入れというのがあれば、予定価格におさまるような範囲だと理解していますので、それほど問題がある予定価格というふうには思っておりません。
- ◆伊藤幾子委員 はい、いいです。
- ◆寺坂寛夫委員長 桑田委員。
- ◆桑田達也委員 まず、北側の公用車が出入りする道路なんですけど、ここの交通量調査という ものは現在どういうふうになっているのかということと、それから通学路になっているかどう か、それともう一つ、公用車の事故というのが毎定例会ごとにいろいろ専決処分等で出てくる んですけれども、この出入り口の出庫に当たってのランプの設置とか、公用車が出入りします よという表示が市民の皆さんにわかるようなことをされるのかどうなのか、これを聞かせてく ださい。
- ◆寺坂寛夫委員長 小林局長。
- **〇小林俊樹庁舎整備局長** まず、1点目は交通量調査のことなんですけれども、ここに庁舎を建てるということが決まった以降、都市整備部、具体的には道路課になりますけれども、道路課

のほうにもお願いをしまして、交通量調査というのはしていただいております。ただ、主な観 点というのが、国道53号から右折をして進入する際に、その右折車による渋滞等が発生をして、 他の交通に影響を与えないかとか、右折した後の道路の状況ということをメーンにやっておら れますけども、それについては調査結果をもとに警察署とか国交省にも相談をされて、右折レ ーン等を新たに設けることなく、現状の道路の形状で通行には支障がないというふうに判断を しているという結果がとりあえず出ました。この北側については、反対の南側とか53号に比べ て、もともと交通量は少ないんですけど、こちらは先ほども御質問がありましたけれども、通 学路ということになっていまして、設計のもう初期の段階から、通学路に関しては市民が使用 するということは避けようということで、先ほど見ていただいたとおり、市民利用の車につい ては必ず南側の、イオン側のほうからのみ出入りするような設計にしようということで、こう いう形をとらせていただいています。ただ、公用車に関して、同じように南側からの進入とい うことになると、市民と公用車の動線が混乱するとか、あるいは市民利用でいっぱいになって しまうと、ゲートを公用車が来たからといってあけていいのかどうかというような問題もある ので、できるだけ動線を避けたいということがあって、公用車のみを北側のほうに限定的に出 入りをさせていただいたというふうにしています。ですので、公用車の出入りについては当然 職員も周知徹底をしまして、この道路が通学路であるということを考えて、ちゃんとした運行 をするようにということは当然指導していく必要があるというふうに思っています。

あともう1点、通学路ということに配慮しまして、今回の資料1の一番上のパースを見ていただきたいんですが、1枚目のパースの下側、北西という一番下のパースを見ていただきたいんですが、ちょっとカラーの色のついている帯があると思うんですけども、これを今、この市道には歩道がありませんので、庁舎側の敷地を実質歩道として使えるように、2メートルぐらいの幅で庁舎の敷地内にこういうインターロッキングの歩道を設けるようにしています。ここを子供さんたちに通っていただくことで、今より安全に通学をしていただけるというような配慮をしているという状況です。形としてはそういうようなことを考えているところです。

済みません。もう一つ忘れました。公用車の駐車場出入り口に何か特別な配慮ということについて、今のところ設計上はそういう予定をしてませんで、見ていただくように、見通しは比較的いい建物で、壁で遮断されるということではないですし、出入りする場所に敷地内に直接歩道に出ない2メートルの歩道帯というのを設けているので、そこで安全確認ができるのではないかということで、今のところは特別なものをつけるというふうにはしていません。ちょっとそのあたりは実際の状況を見ながら、必要があれば手当していくということも考えていかなければならないかなと思いますけれども、今のところは特段の計画を持っていないところでございます。

◆寺坂寛夫委員長 桑田委員。

- ◆桑田達也委員 今、局長のほうから御説明いただいて、それは職員の側から見た観点であって、 2階の駐車場からカラーのインターロッキングの歩道にまさにスロープでおりていく形には、 ちょっとこの北西のパースではよくわからないので、どういうふうになっているんですか。
- **〇小林俊樹庁舎整備局長** 資料2を、ちょっと見ていただけるでしょうか、資料2の、この図で

2本、上が2階というか屋上、下が1階なんですけども、左側のところが出入りのスロープになっていまして、2階からは一旦、1階におりて、1階の真ん中の青い矢印があります、ここからおりるということで、出口は1カ所に限定をして、余り好き勝手に出られない、それからスロープで勢いがついたような状態では出ないというような配慮はさせていただいて、入るのも1カ所、出るのも1カ所ということで、交通的に混乱をしたりとか、勢いがつくような形にはしないように配慮をしてあります。

- **◆寺坂寛夫委員長** 桑田委員。
- ◆桑田達也委員 ということは、下のパースでいくと左側のちょうどグレーっぽい横断歩道のような、ここが出入り口に、1階も2階も出入り口になるということですよね。
- **◆寺坂寛夫委員長** 小林局長。
- **〇小林俊樹庁舎整備局長** この北西と書いてあるパースの、ちょうど庁舎の建物がありますけど、 その庁舎とかぶるような、その下側にちょっと柱のすき間があいているところがあると思うん ですけど、この一番左側ですね、ここから1階も2階も出ていくということになります。
- **◆寺坂寛夫委員長** 桑田委員。
- ◆桑田達也委員 それと、重ねて確認ですけど、この北側の道路の交通量調査というものは、直接の交通量調査は行っていないということでいいですか。
- **◆寺坂寛夫委員長** 小林局長。
- ○小林俊樹庁舎整備局長 済みません、北側の市道から国道53号に出る交差点のところではしてあるということですが、全般的に全体を通してというのはしていないのではないかと、ちょっとはっきり、我々じゃなくて、道路課にお願いしたものですから、確実なものではないですけど、我々の記憶としては交差点だけだったように思います。
- **◆寺坂寛夫委員長** 桑田委員。
- ◆桑田達也委員 それについては御報告をいただきたいと思います。それと、最後1点、3枚目 の図面の赤く囲ってあるところの青矢印の下、ここに、延焼ですかね、ちょっと字がぼやけて いてよくわからないですけど、延焼のおそれのある範囲でいいですか、これは。2階、「(2階 以上)」、その下に。
- **◆寺坂寛夫委員長** 尾坂次長。
- ○尾坂和昭庁舎整備局次長 それは公用車出入り口の青い出入り口、入り口のところの矢印の下の部分ですね、に表示してある「(2階以上)」で、その下に延焼のおそれのある範囲ということで、3本線がありますよということになっております。これは建築基準法の関係で、棟が、建物の棟が離れた場合、別棟の場合に延焼線が出てきますよということで、これは建築確認申請に出した図面なので、延焼ラインというのが描いてあります。建物と建物の中心から1階で3メートル、2階で5メートルの線が描いてあります。それは考え方としては、立体駐車場が1つの建物で考えられています。ハートフル駐車場の屋根の部分と庁舎棟のゴミ庫と描いてある建物の、それがこの駐車場とは別の建物ですよという考え方がありまして、その建物の間に中心の線を描いて、延焼の線が描いてあるということになります。それの表示です。
- **◆寺坂寛夫委員長** 桑田委員。

- ◆桑田達也委員 ですので、延焼というのは、これは何を想定しているんですか。庁舎が万が一 火災を起こした際、この立体駐車場の延焼範囲がここですよという意味なんでしょうか。
- **◆寺坂寛夫委員長** 尾坂次長。
- ○尾坂和昭庁舎整備局次長 これはあくまでも建築基準法上なんですけれど、建物が近くになると、隣の建物が燃えたときに影響を受けますよということになります。建物的には耐火建築物であり、準耐火建築物ということでやっておりますので、外壁であるとか開口部、窓であるとかを強化しなさいよ、防火設備にしなさいよというような規制があるものですから、それを表現してあるということになります。火災報知機がどうのこうのというのは関係ありません。外側から火を受けたときに対応できるかどうかという設備を設置しているということになります。
- **◆寺坂寛夫委員長** 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 確認だけども、この1枚目の北西の関係で、ここの帯の部分がいわゆる歩道部分と言われましたね。通学路にもなると。細かいことだけども、この色彩、色はこの色ですか、確実に。どうなんですか。
- **◆寺坂寛夫委員長** 小林局長。
- **〇小林俊樹庁舎整備局長** 色自体は久米設計の提案で、設計されたものがこういう色遣いにする と。ただ、これはあくまでもイメージのパースなので、実際ものが本当にこの色どおりになる かどうかなんですけど、基本的にはアスファルトではなくて、インターロッキング舗装で、こ ういう系統の色がついたようなもので施工しようという考え方で設計をされています。
- ◆寺坂寛夫委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 亀岡のいわゆる集団登校の例の事件以来、今、実は通学路の安全点検を年1回、地元も含めて実施をしておるんですよね、教育委員会、警察、行政も入って。かなりの部分で通学路の安全対策というのは改善してきつつあるんだけども、ここも通学路に該当するということで、今まで通学路で改善してきたときにはグリーン帯になっておるんですよ、ほとんど。一部ありますよ、県内でやっておる事業で、湖山池一周の関係についてはブルーになっているところもありますけども、通学路点検で、いわゆる歩道として確保するためにということで、確保されておるところは、調べていただいたらわかりますけども、全てと言えるほどグリーン帯になっておるんですよ。正直、ですから、そういったものとのやっぱり整合性も図っていかなきゃならんと、今後の課題かもわかりませんけどね。意識をしながら、色についても決めていただきたいと思います。
- ◆寺坂寛夫委員長 小林局長。
- ○小林俊樹庁舎整備局長 済みません、このパースの上のほうを見ていただきますと、この表側も実は同じように敷地内に53号からずっと歩道を設けて、ちょっと切れていますけど、歩道、隣の幸町棒鼻の公園の中もずっとこのようなものができてというようなことになって、反対側も同じような色遣いでということをしていると。実はこれは道路ではありませんで、歩道ではなくて、あくまでも庁舎の敷地内ですね。今後も敷地なんですけれども、もともとの通学路なんですけど、幅員が狭くて対向車がすれ違うのがちょうどぐらいの道なものですから、歩道がない。歩道をつけようとしても、周辺の家屋の移転等を伴うもので、できないという状況があ

って、そういう状況にある場所に立地するものですから、庁舎側の敷地を意図的に歩道として使ってもらおうということで、実質の歩道です。ただ、あくまでも庁舎の中の敷地なものですから、普通の道路のように、通学路をつくってあげたいので市道として買収をして、通学路として整備をするという考え方も持ってなくて、あくまでも庁舎一体の整備の中で実質、配慮がしたいなという思いだったので、デザインの統一性とか敷地の造成の統一性の部分を考えてこういうようにしてきたというところはあるんですけども、ちょっとそのあたりが通学路を最優先に、そういうデザイン性とか統一性をやめて変えていくのかどうかという議論もあるかと思うんですが、今のところは、道路にするのではなくて、庁舎側で実質的な配慮をしてはどうかいうことで、できればデザイン性もそろえたいということでしてきてはいるんですけど、そのあたりはいろんな御意見を聞きながらまたちょっと検討していかなければいけないと思うんですけど、今のところはそういう考え方でいるというところなんですけども。

◆寺坂寛夫委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 もちろん庁舎の敷地内だということも十分理解した上での発言ですので、通学路の関係については教育委員会の学校給食課か、主管でやっておりますから、関係者、確かに全体的な計画的なことも含めてあるだろうと思いますし、ただ、通学路という表現をされたものだから、もし通学路ということであれば、他の通学路の安全対策と同じような色彩ではどうかという話をしたものですから、そこらあたりは総合的に十分検討してみてください。結果に私はこだわるものじゃありませんから。

◆寺坂寛夫委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 ちょっと1件だけ聞かせていただきたいと思います。この立体駐車場と平面駐車場の出入り口は別々にということの考え方であります、ただ、この1枚目のカラーの写真、図面を見ると、平面の駐車場のほうから立体駐車場に上がれるような感じに見えるですけども、これはきちんと仕切られるということですか。

◆寺坂寛夫委員長 小林局長。

○小林俊樹庁舎整備局長 ちょっとパースで具体的なものはないんですけど、実質は、ふだんは ゲートのようなものがあって、仕切って使うという形になっています。ただ、こうしています のは、いろいろ建設委員会とかの御意見の中で、大地震とかが発生した場合に一番問題になる のは、電柱が倒れたりとか家屋が倒れたりして、北、南、両方道路に面していますけども、片 方の道路が通行できなくなるというようなことをあらかじめ想定しておくべきじゃないかとい うことで、そういう場合には、ここのゲートをおろすことで北側からでも入れる、あるいは南 側から北に出れるというような配慮がしてあるということです。

それともう一つは、一応は立体駐車場部分は公用車の駐車場で、平面の部分は市民向けということにしていますけども、場合によって、将来的に市民向けの平面駐車場が足りなくなるというような場合に、この立体駐車場を市民に活用するというようなことも想定しておいたほうがいいということで、その場合にはそのゲートをおろすことで、南側から入った車が2階部分については上がっていけるようにというようなことも一応配慮はしてあって、完全なコンクリートの障壁とかでとめるのではなくて、可動式のもので仕切っていこうという考え方をしてい

ます。

- ◆寺坂寛夫委員長 そのほかございますか。房安委員。
- ◆房安 光委員 この敷地を幾らか地上げするという話があったんですが、この駐車場の出入り というのは多少のスロープになりますか。
- **◆寺坂寛夫委員長** 小林局長。
- ○小林俊樹庁舎整備局長 敷地全体を1.2メートル程度かさ上げするというお話をしているんですけど、これは多分、完成イメージの南西側からのパースを見られると、2階建てと見えないような、かなり平たんに見えると思うんですけど、実は立体駐車場の部分だけはかさ上げをしないという考え方です。かさ上げをしないことで、余り威圧感がない形で2層、2階建ての駐車場をつくるという考え方をしていまして、あわせて、この幅の狭い建物を道路から上げてしまって建ててしまうと、物すごく急なスロープを上がっていかないと北側の道路に出られないという問題がありまして。
- ◆房安 光委員 それが一つ心配だったので。
- **〇小林俊樹庁舎整備局長** そういうことを避けるために、北の立体駐車場はかさ上げしないで建ててしまう、で、立体駐車場から手前の平面についてはかさ上げをするというような構造をとるということになっております。
- ◆寺坂寛夫委員長 そのほかございますか。ありませんですね。じゃあ、以上で質疑を終了いた します。討論はございますか。ありませんですね。 討論を終結します。
- ◆米村京子委員 済みません、その他の部分でよろしいですか。
- ◆寺坂寛夫委員長 その他は、採決の前ですか、採決に関する。
- ◆米村京子委員 前に。
- ◆寺坂寛夫委員長 前に。米村委員。
- ◆米村京子委員 いいですか。この間もお聞きしたんですけど、この工事、いろんな形で、すご いいろんな現場がおくれているんですよ、すごいこと。本当にこの工事、市庁舎は契約の範囲 内、時間内で。
- ◆房安 光**委員** 採決に関係ないが、これは。
- ◆米村京子委員 関係ないこと、その他。
- ◆寺坂寛夫委員長 議案に関することですよね。
- ◆米村京子委員 振られたからしたけど。
- ◆寺坂寛夫委員長 いやいや、採決に関することですから。

そうしますと、これより議案第118号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。 本案に賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

◆寺坂寛夫委員長 挙手全員でございます。本案は、原案のとおり可決されました。 その他ございますか。その他、委員の皆様。 米村委員、何かありますか。 ◆米村京子委員 済みません。いろんな工事現場がすごくおくれてきているんですけども、それ こそ中央病院なんかも2カ月おくれやとかいってしていますし、下請業者の方が、もうすごく 大変なきつい工事だということもちょっと下請のほうから聞いているんですけども、この場合 の鳥取市も延びるのはどれぐらいの、何カ月ぐらいを想定されているのかということと、それ で、すごく延びた場合、それこそ業者に対するペナルティーがあるのかどうかということもちょっとお聞きしたい。

◆寺坂寛夫委員長 小林局長。

○小林俊樹庁舎整備局長 工期につきましては、現在のところ発注しています本庁舎、それから市民交流棟、それから電気関係、いろんな工事ですけども、その中で今おくれているという状況はないです。天候等もありますので、3日、4日というずれはあるとしても、基本的に工期を変更しなければいけないようなおくれというのは、我々は毎月2回現場に行って、いろんな業者との調整会議、連絡会議をしておりますけれども、おくれているということは今のところございません。ですので、あと、我々として懸念していたのは、立体駐車場の工事というものが建物に関しては最後の工事になりますので、この入札がうまくいくかどうかというのを懸念しておりましたけども、基本的にこの入札のほうも1回でうまくいきましたので、今の予定であれば、工事そのものがおくれることはないのではないかなというふうに考えています。

もともと久米設計さんの設定していた標準工期が22カ月だったんですが、それは苦しいんじゃないかというような業者のいろんな御意見もあったので、1カ月半延ばすような工期設定を最初からして発注したということもありますので、今のところは延ばした期間を超えておくれるという話は業者はしていないので、今のところは大丈夫なのかなというふうに。当然、台風とか災害とかいろんなことというのは全くないとは言えないんですけども、今のところの状況ではそこは考えなくてもいいんじゃないかというように思っています。

それと、ペナルティーとかそういう話なんですけども、一応契約上は何らそういう不測の事態等がなくて延びるような場合は、契約的には一定の、何というんですか、業者の責による場合には一定のペナルティーというか、1日幾ら当たりみたいな、そういう条項はたしかついていたと思いますけれども。そういうものは一般的な普通の個別住宅でもありますよね、そういう業者の責によるものということはありますけども、基本的にはそういうことでなければ、あとはどういう理由で、どんな災害でおくれたとか、市側の変更の希望でおくれたとか、そういう事情によって、そういうものが業者の責任なのか、市側の問題なのかということを個別に判断していくということになってくると思います。いずれにしても、あんまり延ばしてどうこうという思いはありませんので、今はこの工期で完成をさせるということです。ただ、実際この建物自体が終わっても、その後、電話の配線とかパソコンLANの配線とか、いろんな附帯するものというのはありますし、庁舎のサインとか、それから道路の案内とかいろんなことがありますので、8月31日に完成して、すぐ次の日から開庁というものではなくて、その完成後、一定の準備期間というものはどうしても必要になりますので、今回この契約が決まりましたら、次の議会ぐらいまでに大体どういうスケジュールで開庁できるのかというようなこともまた我々も検討して提示していけたらなというふうに考えております。

- **◆寺坂寛夫委員長** 米村委員。
- ◆米村京子委員 済みません、ありがとうございます。本当にスケジュールをきちっと見させていただく、本当に申しわけないけど、下請の下請がすごいしんどい。というのは、働き方改革で日曜日が動けなくなったというのも、すごい現場が心配していたものです。そういう意味でも、じゃあこのスケジュールという形で、それにのっとってどんどん工事は進めていけるというふうに捉えておいてよろしいでしょうか。そうさせていただきます。ありがとうございました。
- ◆寺坂寛夫委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆寺坂寛夫委員長 ないようですので、以上で新庁舎建設に関する調査特別委員会を終わります。 御苦労さまでした。

午後2時5分 閉会